

令和3年度 大泉町予算書

令和 3 年 度 当 初 予 算

◎ 総 括 表

(単位：千円)

	令和 3 年度	令和 2 年度	比 較	増減率
一 般 会 計	13, 182, 000	12, 879, 000	303, 000	2. 4 %

特 別 会 計			7, 651, 400	7, 414, 297	237, 103	3. 2 %
会 計 別	国民健康保険事業		3, 368, 800	3, 275, 400	93, 400	2. 9 %
	後期高齢者医療事業		433, 200	402, 100	31, 100	7. 7 %
	介 護 保 險 事 業		2, 669, 000	2, 551, 500	117, 500	4. 6 %
	公 園 墓 地 事 業		9, 400	9, 300	100	1. 1 %
	公 共 下 水 道 事 業	収 益 的	567, 400	538, 243	29, 157	5. 4 %
		資 本 的	603, 600	637, 754	△ 34, 154	△ 5. 4 %
総 計			20, 833, 400	20, 293, 297	540, 103	2. 7 %

※ 令和 2 年度より下水道事業特別会計は公共下水道事業会計へ移行

令和３年度大泉町一般会計予算

令和３年度大泉町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１３，１８２，０００千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表 債務負担行為」による。

（地方債）

第３条 地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表 地方債」による。

（一時借入金）

第４条 地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、５００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第５条 地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和３年３月２日提出

群馬県邑楽郡大泉町長 村 山 俊 明

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 町税		千円 6,405,956
	1 町民税	2,124,102
	2 固定資産税	3,465,901
	3 軽自動車税	118,881
	4 町たばこ税	329,436
	5 都市計画税	367,636
2 地方譲与税		129,411
	1 地方揮発油譲与税	36,000
	2 自動車重量譲与税	90,000
	3 森林環境譲与税	3,411
3 利子割交付金		3,300
	1 利子割交付金	3,300
4 配当割交付金		20,000
	1 配当割交付金	20,000
5 株式等譲渡所得割交付金		17,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	17,000
6 法人事業税交付金		170,000
	1 法人事業税交付金	170,000
7 地方消費税交付金		876,000

款	項	金 額
		千円
	1 地方消費税交付金	876,000
8 環境性能割交付金		15,000
	1 環境性能割交付金	15,000
9 地方特例交付金		50,000
	1 地方特例交付金	50,000
10 地方交付税		120,000
	1 地方交付税	120,000
11 交通安全対策特別交付金		9,520
	1 交通安全対策特別交付金	9,520
12 分担金及び負担金		40,798
	1 負担金	40,798
13 使用料及び手数料		170,524
	1 使用料	147,660
	2 手数料	22,864
14 国庫支出金		1,767,693
	1 国庫負担金	1,455,835
	2 国庫補助金	301,191
	3 国庫委託金	10,667
15 県支出金		1,061,234

款	項	金 額
	1 県負担金	千円 729,534
	2 県補助金	240,930
	3 県委託金	90,770
16 財産収入		6,178
	1 財産運用収入	6,175
	2 財産売却収入	3
17 寄附金		60,120
	1 寄附金	60,120
18 繰入金		1,236,973
	1 特別会計繰入金	1
	2 基金繰入金	1,236,972
19 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
20 諸収入		430,793
	1 延滞金、加算金及び過料	8,001
	2 町預金利子	9
	3 貸付金元利収入	146,209
	4 受託事業収入	110,084
	5 雑入	166,490

款	項	金 額
21 町債		千円 491,500
	1 町債	491,500
歳 入 合 計		13,182,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 145,296
	1 議会費	145,296
2 総務費		1,541,781
	1 総務管理費	1,026,661
	2 徴税費	305,545
	3 戸籍住民基本台帳費	125,612
	4 選挙費	52,917
	5 統計調査費	13,335
	6 監査委員費	17,711
3 民生費		4,441,324
	1 社会福祉費	2,431,447
	2 児童福祉費	1,990,688
	3 災害救助費	108
	4 国民年金事務取扱費	19,081
4 衛生費		1,531,405
	1 保健衛生費	784,152
	2 清掃費	747,253
5 農林水産業費		50,079
	1 農業費	50,079

款	項	金 額
6 商工費		千円 404,176
	1 商工費	255,084
	2 労働諸費	149,092
7 土木費		1,204,677
	1 土木管理費	31,506
	2 道路橋りょう費	245,455
	3 河川費	3,649
	4 都市計画費	805,938
	5 住宅費	118,129
8 消防費		716,645
	1 消防費	716,645
9 教育費		2,289,341
	1 教育総務費	314,212
	2 小学校費	727,724
	3 中学校費	219,981
	4 幼稚園費	574,029
	5 社会教育費	411,259
	6 保健体育費	42,136
10 公債費		827,276

款	項	金 額
	1 公債費	千円 827,276
11 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳 出 合 計		13,182,000

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
法律顧問業務委託料	令和 4 年度から 令和 7 年度まで	1,440
緊急通報装置借上料	令和 4 年度から 令和 9 年度まで	1,770
ごみ収集運搬等業務委託料	令和 4 年度	180,720
南小学校施設改修工事費	令和 4 年度	754,600

第3表 地 方 債

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 事 業 等 費 (橋りょう長寿命化修繕事業)	18,900	証書借入 又は 証券発行	年 5.0% 以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る政府資 金及び地 方公共団 体金融機 構資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後 において は、当該 見直し後 の利率)	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ものによる。 ただし、町財政の都合 により据置期間及び償 還期間を短縮し、又は 繰上償還もしくは低利 に借換えすることがで きる。
公 営 住 宅 建 設 事 業 費	10,500			
学校教育施設等整備事業費	197,100			
一 般 単 独 事 業 費 (勤労者厚生施設改修事業)	13,100			
一 般 単 独 事 業 費 (文化振興施設改修事業)	35,500			
地 域 活 性 化 事 業 費 (照 明 改 修 事 業)	18,600			
防 災 対 策 事 業 費	17,100			
地方道路等整備事業費	60,700			
臨 時 財 政 対 策 債	120,000			
計	491,500			

令和３年度大泉町国民健康保険事業特別会計予算

令和３年度大泉町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３，３６８，８００千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、７０，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条 地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和３年３月２日提出

群馬県邑楽郡大泉町長 村 山 俊 明

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 674,979
	1 国民健康保険税	674,979
2 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
3 県支出金		2,289,315
	1 県負担金・補助金	2,289,315
4 財産収入		115
	1 財産運用収入	115
5 繰入金		384,899
	1 一般会計繰入金	265,799
	2 基金繰入金	119,100
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		19,490
	1 延滞金、加算金及び過料	17,466
	2 雑入	2,024
歳 入 合 計		3,368,800

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 67,138
	1 総務管理費	63,831
	2 徴税費	2,700
	3 運営協議会費	225
	4 趣旨普及費	382
2 保険給付費		2,227,232
	1 療養諸費	1,913,109
	2 高額療養費	284,575
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	26,894
	5 葬祭諸費	2,450
	6 高額介護合算療養費	201
	7 傷病手当金	1
3 国民健康保険事業費納付金		1,018,880
	1 医療給付費分	647,146
	2 後期高齢者支援金等分	280,051
	3 介護納付金分	91,683
4 共同事業拠出金		2
	1 共同事業拠出金	2

款	項	金 額
5 保健事業費		千円 41,830
	1 特定健康診査等事業費	31,144
	2 保健事業費	10,686
6 基金積立金		115
	1 基金積立金	115
7 公債費		1
	1 公債費	1
8 諸支出金		8,602
	1 償還金及び還付加算金	8,602
9 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳 出 合 計		3,368,800

令和３年度大泉町後期高齢者医療事業特別会計予算

令和３年度大泉町後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４３３，２００千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、７０，０００千円と定める。

令和３年３月２日提出

群馬県邑楽郡大泉町長 村 山 俊 明

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 323,883
	1 後期高齢者医療保険料	323,883
2 繰入金		78,439
	1 一般会計繰入金	78,439
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		30,877
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 受託事業収入	28,471
	3 広域連合負担金	2,400
	4 雑入	4
歳 入 合 計		433,200

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		12,285 千円
	1 総務管理費	10,969
	2 徴収費	1,316
2 後期高齢者医療広域連合納付金		391,952
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	391,952
3 保健事業費		27,261
	1 健康保持増進事業費	27,261
4 諸支出金		502
	1 償還金及び還付加算金	501
	2 繰出金	1
5 予備費		1,200
	1 予備費	1,200
歳 出 合 計		433,200

令和３年度大泉町介護保険事業特別会計予算

令和３年度大泉町介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２，６６９，０００千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、７０，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条 地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和３年３月２日提出

群馬県邑楽郡大泉町長 村 山 俊 明

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 介護保険料		千円 675, 199
	1 介護保険料	675, 199
2 国庫支出金		503, 746
	1 国庫負担金	441, 626
	2 国庫補助金	62, 120
3 支払基金交付金		682, 469
	1 支払基金交付金	682, 469
4 県支出金		368, 347
	1 県負担金	345, 856
	2 財政安定化基金支出金	2
	3 県補助金	22, 489
5 財産収入		161
	1 財産運用収入	161
6 繰入金		439, 032
	1 一般会計繰入金	439, 031
	2 基金繰入金	1
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		45

款	項	金 額
	1 延滞金、加算金及び過料	千円 3
	2 雑入	42
歳 入 合 計		2,669,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 83,669
	1 総務管理費	54,225
	2 徴収費	3,917
	3 認定調査等費	24,186
	4 運営協議会費	318
	5 趣旨普及費	1,023
2 保険給付費		2,423,019
	1 介護サービス等諸費	2,214,304
	2 介護予防サービス等諸費	56,003
	3 その他諸費	1,900
	4 高額介護サービス等費	62,850
	5 高額医療合算介護サービス等費	8,400
	6 特定入所者介護サービス等費	79,562
3 基金拠出金		1
	1 基金拠出金	1
4 地域支援事業費		153,789
	1 包括的支援事業・任意事業費	49,148
	2 介護予防・生活支援サービス事業費	95,600
	3 一般介護予防事業費	8,839

款	項	金 額
	4 その他諸費	千円 202
5 基金積立金		6,011
	1 基金積立金	6,011
6 諸支出金		1,511
	1 償還金及び還付加算金	1,510
	2 繰出金	1
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	2,669,000

令和３年度大泉町公園墓地事業特別会計予算

令和３年度大泉町公園墓地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ９，４００千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、３，０００千円と定める。

令和３年３月２日提出

群馬県邑楽郡大泉町長 村 山 俊 明

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 9,386
	1 使用料	3,600
	2 手数料	5,786
2 財産収入		13
	1 財産運用収入	13
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		9,400

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 6,644
	1 総務管理費	6,644
2 基金積立金		1,756
	1 基金積立金	1,756
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		9,400

令和3年度大泉町公共下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度大泉町公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	整備区域面積	279.5ha
(2)	年間整備面積	5.6ha
(3)	主な建設改良事業	
	管渠整備事業	261,162千円
	流域下水道西邑楽処理区建設事業	66,896千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	下水道事業収益	610,400千円
第1項	営業収益	178,254千円
第2項	営業外収益	432,145千円
第3項	特別利益	1千円

支 出

第1款	下水道事業費用	567,400千円
第1項	営業費用	513,837千円
第2項	営業外費用	52,588千円
第3項	特別損失	555千円
第4項	予備費	420千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額191,200千円は、消費税資本的収支調整額3,081千円及び損益勘定留保資金188,119千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	4 1 2, 4 0 0 千円
第1項 企 業 債	1 6 1, 2 0 0 千円
第2項 他会計補助金	1 6 9, 3 5 0 千円
第3項 国庫補助金	6 9, 0 0 0 千円
第4項 県補助金	9 0 0 千円
第5項 負担金等	1 1, 9 5 0 千円

支 出

第1款 資本的支出	6 0 3, 6 0 0 千円
第1項 建設改良費	3 2 8, 0 5 8 千円
第2項 固定資産購入費	1 千円
第3項 企業債償還金	2 7 5, 1 1 7 千円
第4項 予 備 費	4 2 4 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業	94, 400	証書借入 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には債権者との協定条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
流域下水道事業	66, 800			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

47,499千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、426,000千円である。

令和3年3月2日提出

群馬県邑楽郡大泉町長 村 山 俊 明